大橋剛に対する行政処分の内容

1 旧法第8条の2第1項に基づく業務禁止(18カ月)

2023 年 2 月 17 日から 2024 年 8 月 16 日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

2 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり合同会社 K-power entertainment (以下「K-power」という。) に対し、 法律第8条第1項の規定に基づき、事業者が行う訪問販売に関する業務の一部を停止す べき旨を命じた。
- (2) 大橋剛は登記上の役員ではないものの、K-power における重要な方針、苦情や解約に 関する対応方針を決定する立場にあり、**同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な 役割を果たしていた**。